

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年(2017年)1月5日

彦根市監査委員 若林 忠彦

財 政 援 助 団 体 監 査 結 果

1 担当所属、監査執行対象団体名等

担当所属	監査執行対象団体名	対象年度、項目	監査期日
議会事務局	彦根市議会各会派	平成27年度 彦根市議会政務活動費	平成28年8月31日
産業部 地域経済振興課	一般財団法人 彦根勤 労福祉会館、 彦根商店街振興 株式 会社	平成27年度 勤労福祉会館運営費補助 金・建設費補助金 プレミアム商品券発行事 業補助金	平成28年8月31日

2 監査の方法

援助団体の実施事業は、負担金の交付目的に沿って適切かつ効果的に執行されているかどうかなどについて、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

(彦根市議会)

実施事業は、補助金の交付目的に沿って適正に執行されており、出納その他の事務についても特に指摘すべき事項は認められなかった。

政務活動費は、市議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、議会における会派に対して交付するものである。交付に当たっては、地方自治法第100条第14項および第15項に基づき制定した、「彦根市議会政務活動費の交付に関する条例」および同規則のほか、政務活動費の手引きに基づき適正な実施に努められている。また、彦根市議会基本条例第14条に基づき、政務活動費による活動状況を市ホームページに記載して公表されており、平成28年度に交付される政務活動費からは、領収書等の公表も予定されている。

今後とも事務処理には十分配慮され、適切かつ効果的な執行に努められるとともに、政務活動費の公正性と透明性の一層の確保に努められることを期待するものである。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

(一般社団法人 彦根勤労福祉会館)

【彦根勤労福祉会館運営費補助金】

実施事業は、補助金の交付目的に沿って概ね適正に執行されているものの、次の点について改善・検討を要すると認められた。

○ 維持等管理費について

エレベータ、警備等の保守点検委託契約が毎年度同一業者と随意契約されているが、見積り合せを行うなど競争の原理が作用するよう改善されたい。

○ 駐車場借上料について

賃貸借契約が自動更新になっているが、これを毎年度契約とし、適正な価格であることを確認しながら、必要により適宜見直されたい。また、当該借上料は受託者において毎月払いであるにもかかわらず、補助金は全額が概算払いされているので、支出に応じて分割交付するなど支払方法を検討されたい。

【彦根勤労者福祉会館建設費補助金】

実施事業は、補助金の交付目的に沿って適正に執行されており、出納その他の事務についても特に指摘すべき事項は認められなかった。

一般社団法人 彦根勤労福祉会館は、労働者の福祉の増進を目的として設置されているものであり、その運営や建設にかかる経費の一部を補助することは、市の労働福祉を推進するために必要かつ有効な施策であると認められる。

今後は、事業所の規模等に関わりなく、できる限り多くの労働者が同会館を利用するとともに、同会館が実施する事業に参加されるよう、周知・啓発等に努められることを望むものである。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

(彦根商店街振興 株式会社)

【ひこねプレミアム商品券発行事業補助金】

実施事業は、補助金の交付目的に沿って適正に執行されており、出納その他の事務についても特に指摘すべき事項は認められなかった。

「ひこねプレミアム商品券」の発行は、市内の消費喚起と地域経済の活性化に資すると見込まれることから、補助対象経費の全額を市が補助したものであり、その財源は国の地域活性化・地域住民等緊急支援交付金を充てたものである。

アンケート調査の結果等から、プレミアム分の1億2千万円を含む総額5億2千万円の商品券の発行により、8億1千万円以上の経済効果があったと推測されていることから、一

定の成果は得られたと認められる。

今後、アンケート調査結果や当該事業に協調して当取扱加盟店等が独自に実施した販売促進活動の結果等をさらに詳細に分析して事業効果を検証され、市のこれからの経済施策の展開につなげられたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

公の施設の指定管理団体監査結果

1 担当所属、監査執行対象団体名等

担当所属	監査執行対象団体名	対象年度、施設	監査期日
教育部 文化振興室	株式会社 ケイミックス	平成27年度 ひこね市文化プラザ	平成28年8月31日

2 監査の方法

指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、条例および協定書等に沿って適正に行われているかなどについて、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

(株式会社 ケイミックス)

指定管理業務については、条例および協定書等に沿って適正に行われており、出納その他の事務についても指摘すべき事項は認められなかった。

指定管理業務を委任している株式会社 ケイミックスの平成27年度決算は、前年度の赤字から一転して黒字が計上された。これは、自主事業のチケット販売の大幅増加やホールの利用率が高水準に推移していることに伴う利用料金収入の増加に加え、電気供給元を特定規模電気事業者に変更するなど管理費の縮減を行ったことによるものである。利用料金制度がインセンティブとなり、受託者の営業努力を促した結果として評価できる。

今後もさらなる利用者の増加を図るため、指定管理者においては、友の会およびインターネット会員の増加を図るとともに、民間文化団体等に対する積極的な施設利用の働きかけ、施設へのアクセス対策、接遇の向上、人材育成の促進に努められたい。また、所管課においては、情報の共有など指定管理者との連携を密にしてさまざまな事案の対応に努められたい。

加えて、施設管理において利用者の安全は最優先事項であることから、日頃の施設点検と必要に応じた修繕を確実にを行うなど十分な対策を講じて事故防止に努められたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。